

令和1年9月14日

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害により被災された
勝又健康保険組合員（ご本人・ご家族）の皆様へ

勝又健康保険組合

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害により被災した 被保険者等に係る一部負担金等の取り扱いについて

このたびの災害により被災された組合員の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害により、内閣府は千葉県の25市15町1村に対して「災害救助法」の適用を決定しました。当該の市町村に在住する世帯の、当健保被保険者等に係る一部負担金等の取り扱いについて、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

なお、いずれも手続きが必要となります。各事業所の担当者、もしくは当組合までお申し出ください。

法適用日：令和元年9月9日

◆適用市町

【千葉県】

千葉市／中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区 銚子市 館山市
木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 鴨川市 君津市
富津市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市
いすみ市 大網白里市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町 香取郡神崎町 香取郡多古町
香取郡東庄町 山武郡九十九里町 山武郡芝山町 山武郡横芝光町 長生郡一宮町
長生郡睦沢町 長生郡長生村 長生郡白子町 長生郡長柄町 長生郡長南町 夷隅郡大多喜町
安房郡鋸南町

<措置内容>

① 保険証がない場合の医療機関の受診 保険証を提示できない（紛失・消失・手元に無い）場合でも、医療機関の窓口で 「氏名・生年月日・連絡先・事業所名」を申し出れば受診が可能です。

②医療機関等窓口における一部負担金の猶予または免除（令和2年1月末日迄）

※すでに支払い済みの場合は後で精算が可能です。

<対象となる被災>

災害救助法の適用を受けた市町における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、全流出の損害を受けた 状態
- ・被保険者は重篤な傷病を負った状態 <徴収を猶予する一部負担金等の範囲>
- ・一部負担金 ・保険外併用療養費／訪問看護療養費／家族療養費に係る自己負担額

以 上

参照：内閣府ホームページ内閣府ホームページ>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html